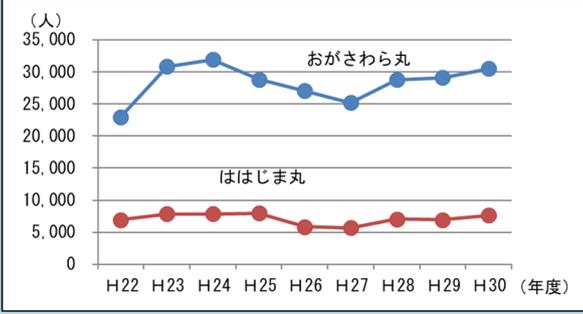


要請事項	取組方針	令和元年度の取組状況
第35回世界遺産委員会での決議内容 a) 侵略的外来種対策を継続すること。 b) 観光や諸島へのアクセスなど、すべての重要なインフラ開発について、事前に厳格な環境影響評価を確実に実施すること。	(平成23年度第1回科学委員会にて提示) ・管理計画に基づいて、既に侵入した侵略的外来種の駆除を着実に実施し、小笠原諸島の生態系に外来種が及ぼす影響の排除に努めるとともに、新たな外来種の侵入・拡散予防措置を推進する。 ・インフラ開発を含む各種事業の実施にあたっては、「東京都環境影響評価条例」などの関係法令等に従い、事前の適切な環境影響評価を実施する。 ・また、自然環境への負の影響を回避・最小化する必要があるため、その事業の特性に応じて環境配慮措置の適切な運用(事前の慎重なチェック、実施段階での配慮の徹底、事後評価)を図る。	(資料3参照) ・東京都は「小笠原諸島の公共事業における環境配慮マニュアル」について、これまで「試行版」として運用してきたが、その実績を踏まえ、不明瞭だったところを追記するなど必要な修正を行い、本運用を昨年度より開始。 ・小笠原村では東京都の指針やマニュアルを参考に、環境配慮実施のための対応を随時検討。

奨励事項

第35回世界遺産委員会での決議内容	取組方針	令和元年度の取組状況
a) 資産における海域公園地区をさらに拡張することを検討すること。それにより、管理効率が向上し、海域と陸域を結ぶ生態系の完全性が強化されることが期待される。 b) 気候変動が資産に与える影響を評価し、適応するための研究及びモニタリング計画を策定、実施すること。 c) 将来的に来島者が増加することを予測し、注意深い観光管理を確実に実施すること。特に、小笠原エコツーリズム協議会を強化するために、科学委員会をそのメンバーに加え、諸島の価値を保護するような適切な観光方針を助言してもらうこと。 d) 観光による影響を管理するために、観光業者に対して、必須条件と認証制度を設定するなどして、注意深い規制と奨励措置を確実に行うこと。	(平成23年度第1回科学委員会にて提示) ・海域と陸域の連続性、生態系の完全性の観点から、海域における保全管理措置のあり方と強化の必要性について調査、検討を行う。 ・なお、検討に当たっては独自のルール等により保全管理に協力している関係者との連携を強化しつつ行う。 ・モニタリング計画の策定・実施のベースとして、森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムの開発を進める。 ・さらに、既存の各種モニタリング調査や研究の成果から得られた情報の集約・蓄積・共有と活用を進め、気候変動の影響に関する基礎的情報の収集と自然環境の変化の把握を行う。 ・各地域・ルートそれぞれの魅力を紹介するなど、観光による利用集中が起こらないようPR・普及啓発に努める。 ・小笠原エコツーリズム協議会のアドバイザーとして科学委員会を代表して委員長に就任いただき、観光管理方針について科学委員会としての適切な助言を得る。 ・現在行われている観光業者への規制や制度などの徹底、効果の検証、必要に応じた見直しを行う。 ・陸域ガイドの登録制度を平成23年度より運用開始する。	・環境省は小笠原国立公園の公園計画の点検に向けて準備中。海域公園地区の拡張については関係機関や地元関係者と調整が必要。 ・東京都は北硫黄島において、今年度は陸域調査を実施した。引き続き北硫黄島において来年度は海域調査を実施する予定。 ・林野庁では平成29年度に策定した森林生態系における気候変動の影響に関するモニタリングプログラムに基づくデータの収集を実施。 ・環境省において、父島、母島列島の沿岸海域で水温計測を実施。また、東京都小笠原水産センターにおいて、鷺島、父島、母島列島の沿岸海域で水温計測が実施されており、一部のデータが提供されている。 ・平成23年7月から、科学委員会の委員長に設置要綱第6条に定めるアドバイザーに就任していただいている。 ・小笠原村はエコツアー推進法に基づくエコツーリズム全体構想を策定し、平成28年1月に認定を受けた。 (参考) 定期船による乗船客数(人)  * ははじま丸に関しては、島民を除いた数。 ・小笠原エコツーリズム協議会では、小笠原固有の自然や文化を保全して持続的な利用を図ることにより、信頼されるガイドとして地域振興に貢献することを目的に、小笠原陸域ガイド登録制度を実施している。 * 令和元年度12月現在 登録ガイド30名